

令和4年御代田町農業委員会5月定例会議事録

■ 日 時 令和4年5月30日（月） 開会 午後3時00分
閉会 午後5時00分
■ 場 所 御代田町役場 委員会室

出席農業委員 14名

会長	1番	大井壽尚	委員	8番	山本裕之
職務代理	2番	内堀文夫	委員	9番	徳吉正博
委員	3番	萩原正康	委員	10番	飯塚仁子
委員	4番	浅沼伸吉	委員	11番	市川孝
委員	5番	内堀孝昌	委員	12番	塚田正博
委員	6番	清水陽子	委員	13番	萩原富士子
委員	7番	萩原隆	委員	14番	古越久男

出席農地利用最適化推進委員 5名

金澤 賢司	高山 修浩
-------	-------

欠席者

茂木直人 柳澤弘久 古越優

事務局 局長 金井英明
係長 古越易臣
係員 齋藤翔

■ 議事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請（1件）
- (2) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請（1件）
- (3) 農地法第5条の規定による転用許可申請（3件）
- (4) 農地利用集積計画の決定について
- (5) 非農地通知発出について（2件）
- (6) その他

内堀会長代理

これより令和4年御代田町農業委員会5月定例会を開会いたします。

大井議長

農業新聞を見ていると、農地の法律改正に係る記事が多く記載されています。その中でも、特に注目しているのは農地取得時の下限面積の撤廃であり、今後農地を継続的に耕作できないものが農地を取得する可能性があります。このことについての当委員会としての対応は、今後検討していきます。また、他市町村において、ソーラー発電への農地転用案件を不許可としたことで事業者と揉めていると新聞に掲載されておりました。遊休農地はソーラー発電業者から候補地とされることが多いため、当町においては優良農地を守るために、遊休農地解消を目指していきましょう。

議事録署名人は11番市川孝委員、12番塚田正博委員を指名します。それでは、議事に入ります。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-4の説明をお願いします。

事務局斎藤

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-4を説明いたします。申請農地は大字塩野 [REDACTED] [REDACTED]、地目は畠、面積は27m²です。譲受人、[REDACTED]氏、譲渡人、[REDACTED]氏です。譲渡人は農地以外との交換、譲受人は交換です。

金澤推進委員

申請地 [REDACTED] は [REDACTED] 氏の畠ですが、[REDACTED] 氏の所有となっており、[REDACTED] は [REDACTED] 氏の宅地がありますが、[REDACTED] 氏の所有となっております。国土調査の際に修正すればよかったですですが、諸々の事情がありできなかつたようです。今回双方で話し合い納得した上での交換ですので、特に問題はないと考えます。

大井議長

他に意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第6号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画4-6-1及び議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、計画4-5-9の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第6号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画4-6-1及び議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、計画4-5-9を説明します。申請農地は大字馬瀬口 [REDACTED]、地目は畠、面積は567m²です。当初計画者は [REDACTED] 氏、事業承継者は [REDACTED] 氏です。顛末書の理由から事業を実施することができなかつたため、[REDACTED] 氏に譲渡し、住宅を建築する計画です。

6番清水委員

本申請地は山林化しており、畠として利用することは困難です。計画通りに住宅を建築していただければ、問題はないと考えます。

大井議長

他に意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画4-5-10の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画4-5-10を説明します。申請農地一つ目は大字御代田 [REDACTED]、地目は畠、面積は2,961m²です。譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] です。二つ目は大字御代田 [REDACTED]、地目は畠、面積は149m²と大字御代田 [REDACTED]、地目は畠、面積は2,083m²です。譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] 氏です。建築条件付き土地とする計画です。

8番山本委員

申請地周辺は、農地が転用され宅地となってところが多く、耕作している畠はありません。周辺市町村へのアクセスもよいことから、計画通りの転用で問題はないと思います。

大井議長

[REDACTED] は土地が低いと思いますが、埋め土するのでしょうか

か。

8番山本委員

埋め土をしないと、図面通りにはできないと思われます。

大井議長

他に意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-11 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-11 を説明します。申請農地は大字馬瀬口 [REDACTED] [REDACTED] 、地目は畑、面積は 10 m²です。譲受人は [REDACTED] [REDACTED] 、譲渡人は [REDACTED] 氏です。水路付替え用地及び宅地とする計画です。

6番清水委員

2月定例会時案件の水路を変更する計画です。まだ水が流れていないため、確かなことは不明ですが、計画通りに変更することで、水流がスムーズになるのであれば問題はないと考えます。

大井議長

他に意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第 8 号農地利用集積計画の決定について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 8 号農地利用集積計画の決定について説明いたします。利用権の設定を受ける者が 11 名です。田が 3 筆、7,293 m²、畑が 25 筆、38,300 m²です。また、農地中間管理機構の売買支援事業によるもので、畑が 1 筆、2,933 m²です

大井議長

なにか意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第9号非農地通知発出について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第9号非農地通知発出受付8番について説明します。申請農地は大字馬瀬口 [REDACTED]、地目は畠、面積は17m²です。申請者 [REDACTED] 氏です。申請地は宅地の庭先として利用、小川と大樹に挟まれ、面積も小さく農地として耕作することができず、また今後農地として利用する意思もないことから本申請が提出されました。

14番

古越久男委員

事務局が述べたとおりの状況であり、面積も小さく農地として利用することはできません。非農地と判断して問題ないと思います。

大井議長

なにか意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、申請を承認します。

事務局齋藤

非農地通知受付12について説明します。申請農地は大字塩野 [REDACTED]、地目は田、面積は1,083m²と大字塩野 [REDACTED]、地目は田、面積は3,438m²です。申請者は [REDACTED] 氏です。申請地は20年以上耕作をしていなかったため、アカシア等の樹木が成長し、耕作することは不可能です。また今後農地として利用する意思もないことから本申請が提出されました。

内堀会長代理

以前、この申請地では養蜂をしており、アカシアの蜜を利用するためアカシアが増えてしまったようです。田んぼですので地下水がでています。用水も流れている場所です。土地の中

には測量をした形跡もあり、業者が介入している可能性はあります。

3番萩原委員

用水が流れているとのことですが、もし今後宅地等になった場合、この土地の下流域には影響はないのかが心配です。もし、影響があるのであれば農地転用で計画をだしてもらい、農業委員会で検証をした方がよいのではないでしようか。

大井議長

写真を見たところ、遊休農地の縁区分に該当しそうですが、どうなのでしょうか。

事務局古越

前回の農地パトロールでは、B判定となっています。県担当とも協議をした結果、国の非農地に関する通知を参照し、非農地としてもよいのではないかとのことでした。

5番

内堀孝昌委員

今回、非農地判定を却下するとなると、農地として利用しないと指示をすることになる。現況の状況から農地として利用する様子はないことから、非農地とし、地目を変更してもらった方がよいのではないでしようか。

8番山本委員

この土地の周辺には農地が広がり、施設園芸であれば農地として利用できるのではないでしょうか。非農地とは面積が小さかったり、宅地化している場所にある農地であったりする必要があると考えます。本申請を認めてしまうと、手続きが面倒という理由で、農地転用の申請をせずに非農地申請をする方が増えてしまうことを懸念しています。

金澤推進委員

現地確認したところ、湿地帯なので農地として利用することは難しい場所だと思います。

8番山本委員

皆さまの意見を聞いて、非農地としても問題はないと考えが変わりました。

12番塙田委員

アカシアを伐採すれば、農地として利用可能な場所である印象を受けます。今までに承認した非農地申請に比べると、非農地判定に納得できない部分があります。

大井議長

他に意見はありますでしょうか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の举手を求めます。

〈賛成 11 反対 2〉

過半数が賛成ですので、申請を承認します。

承認しますが、事務局は今回の案件について申請者に今後土地をどのように利用するか、可能であれば聞いてください。

事務局から、その他連絡事項お願いします。

事務局齋藤

権利移動や農地転用等に係る申請書を譲渡人以外が提出した場合、譲渡人に無断で申請がされるとトラブルにつながります。そこで、譲渡人に対し事務局から申請書受理証を送付することとしました。

令和4年度の農地利用の最適化に係る目標を確認

〈全員賛成〉

大井議長

以上で御代田町農業委員会5月定例会を終了します。お疲れ様でした。

この議事録(令和4年5月定例会)の内容に相違ないことを証するため、

下記に署名する

農業委員会長

大林義尚

議事録署名委員

塙田正博

議事録署名委員

市川孝